

香川県消費生活条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年8月27日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第54号

香川県消費生活条例施行規則の一部を改正する規則

香川県消費生活条例施行規則（昭和50年香川県規則第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
区 分	不 当 な 取 引 行 為	区 分	不 当 な 取 引 行 為
1～3 略		1～3 略	
4 条例第18条第4号に該当する行為	(1) <u>クーリング・オフ（割賦販売法第35条の3の10第1項、特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第9条第1項その他法律の規定に基づく契約の申込みの撤回又は契約の解除をいう。以下同じ。）その他の消費者の正当な根拠に基づく契約の解除等を拒否し、若しくは無視して、又は消費者を欺き、若しくは威迫することにより契約の解除等を妨害して、契約の成立又は存続を強要する行為</u> (2)～(4) 略	4 条例第18条第4号に該当する行為	(1) <u>クーリング・オフ（割賦販売法第4条の4第1項、特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第9条第1項その他法律の規定に基づく契約の申込みの撤回又は契約の解除をいう。以下同じ。）その他の消費者の正当な根拠に基づく契約の解除等を拒否し、若しくは無視して、又は消費者を欺き、若しくは威迫することにより契約の解除等を妨害して、契約の成立又は存続を強要する行為</u> (2)～(4) 略
5 略		5 略	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。